第117期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（開場午前９時）

場 所

島根県松江市殿町158番地
島根県民会館（中ホール）

（会場が例年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

目　次

- 第117期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- インターネット等による議決権行使のご案内 … 3

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件 …… 6

（添付書類）

- 第117期事業報告 …… 14
- 計算書類 …… 30
- 連結計算書類 …… 32
- 監査報告書 …… 34
- 株主総会会場ご案内略図

新型コロナウイルス感染防止への対応について

●感染リスクを避けるため、本年は、書面やインターネット等による事前の議決権行使の方法をご利用いただき、**当日のご来場は、可能な限り見合わせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。**

●特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、当日のご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。

●なお、総会当日の模様は、後日、当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）にて、動画でご覧いただけます。

●また、接触感染等のリスクを減らすため、**お土産の配布は行いません。**

株式会社山陰合同銀行

証券コード：8381

証券コード8381
2020年6月4日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　石丸　文男

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行**第117期定時株主総会**を開催いたしますので、下記の通りご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等でも議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　　時　2020年6月25日（木曜日）午前10時（開場午前9時）

2.　場　　所　島根県松江市殿町158番地　**島根県民会館（中ホール）**

3.　株主総会の目的事項

報告事項

1. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

4.　議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年６月25日（木）
午前10時

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年６月24日（水）
午後５時15分到着分まで

インターネット等による議決権行使

議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月24日（水）
午後５時15分まで

詳細は３頁から４頁をご覧ください。

● **重複行使の取扱い**

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

5.　その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、
①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②事業報告の「業務の適正を確保する体制」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）（https://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000043000/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ウェブサイト（https://www.gogin.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト
https://www.e-sokai.jp

! ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
  また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

STEP 01　ウェブサイトへアクセス

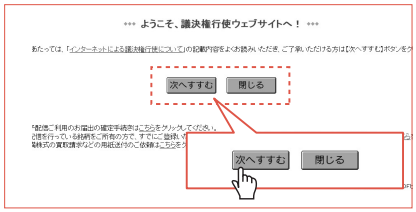

「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト入力不要でアクセスできます。

STEP 01　QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
　一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

STEP 02　ログイン

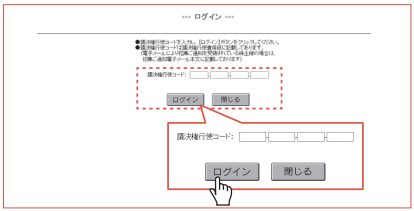

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 03　パスワードの入力

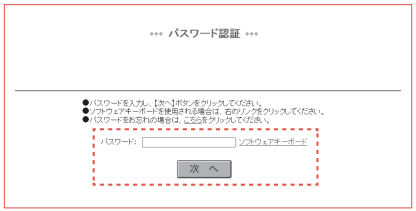

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 02　議決権行使方法を選択

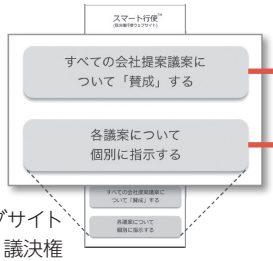

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 03　各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話　0120-707-743（フリーダイヤル）

受付時間　9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は１株当たり13円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は１株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類
金銭

（2）配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき13円00銭
総額　2,035,367,191円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額
別段積立金　5,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　5,000,000,000円

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（８名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）８名の選任を願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位
1	石丸文男（いしまる ふみお）	再任	取締役頭取
2	山崎徹（やまさき とおる）	再任	取締役副頭取執行役員
3	杉原伸治（すぎはら のぶはる）	再任	取締役専務執行役員
4	清田睦人（せいだ むつと）	新任	常務執行役員
5	井田修一（いだ しゅういち）	新任	執行役員
6	多胡秀人（たご ひでと）	再任 社外 独立	取締役
7	田部長右衛門（たべ ちょうえもん）	再任 社外	取締役
8	倉都康行（くらつ やすゆき）	再任 社外 独立	取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	石丸文男（いしまる ふみお） （1954年10月28日生） 再任　男性	1977年４月　当行入行 1998年７月　桜谷支店長 2001年６月　総合企画部ＡＬＭ室長 2003年６月　広島支店長 2006年４月　鳥取営業部長 2007年６月　取締役鳥取営業部長 2008年４月　取締役経営企画部長 2009年６月　常務取締役経営企画部長 2010年６月　常務取締役 2011年６月　取締役専務執行役員鳥取営業本部長 2013年６月　取締役専務執行役員 2015年６月　取締役頭取（現任） （現在の担当）　人事	株 19,000
	《取締役候補者とした理由》 鳥取営業部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。取締役、常務取締役、取締役専務執行役員を務めたのち、2015年６月から取締役頭取を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力、改革を推し進めるリーダーシップ力、企業価値の向上に組織を導く牽引力等を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。今後は、取締役会長としてコーポレートガバナンスの一層の強化に努めるとともに、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		
2	山崎徹（やまさき とおる） （1958年８月20日生） 再任　男性	1982年４月　当行入行 2006年６月　米子西支店長 2009年６月　営業企画部長 2012年６月　執行役員経営企画部長 2014年６月　常務執行役員 2015年６月　取締役専務執行役員 2018年６月　取締役副頭取執行役員（現任） （現在の担当）　人事（副）、審査、システム	17,000
	《取締役候補者とした理由》 営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員、常務執行役員、取締役専務執行役員を務めたのち、2018年６月から取締役副頭取執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。今後は、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を牽引し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
3	杉原 伸治（すぎはら のぶはる） （1960年10月20日生） 再任　男性	1983年４月　当行入行 2008年７月　大阪支店長 2010年６月　人事部長 2013年６月　執行役員ＣＲ統括部長 2014年６月　執行役員経営企画部長 2015年６月　常務執行役員 2016年６月　常務執行役員兵庫・大阪営業本部長 2017年６月　取締役専務執行役員鳥取営業本部長（現任）	株 14,000
	《取締役候補者とした理由》 人事部長、ＣＲ統括部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員、常務執行役員を務めたのち、2017年６月から取締役専務執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。		
4	清田 睦人（せいだ むつと） （1962年５月９日生） 新任　男性	1985年４月　当行入行 2005年７月　経営企画部グループ長 2011年７月　東京支店長 2013年６月　人事部長 2015年６月　執行役員鳥取営業部長 2017年６月　常務執行役員兵庫・大阪営業本部長 2019年６月　常務執行役員（現任） （現在の担当）　経営企画、ＣＲ統括、デジタル推進	13,000
	《取締役候補者とした理由》 東京支店長、人事部長、鳥取営業部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員を務めたのち、2017年６月から常務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としました。		
5	井田 修一（いだ しゅういち） （1965年３月28日生） 新任　男性	1988年４月　当行入行 2007年４月　審査部審査役 2008年７月　人事部調査役 2010年７月　人事部グループ長 2011年７月　米子東支店長 2014年７月　広島支店長 2016年６月　総合事務部長 2018年６月　執行役員経営企画部長（現任）	4,900
	《取締役候補者とした理由》 広島支店長、総合事務部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2018年６月から執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>多胡秀人（たごひでと）
（1951年11月２日生）
再 任　社 外
独 立　男 性</td><td>1974年４月　株式会社東京銀行
（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1988年８月　フランス・インドスエズ銀行東京支店資本市場部長
1992年１月　ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長
1997年４月　有限会社多胡事務所代表取締役（現任）
1999年４月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員）
2003年６月　アビームコンサルティング株式会社顧問
2004年６月　株式会社鹿児島銀行監査役
2007年６月　当行取締役（現任）
2007年６月　株式会社鹿児島銀行取締役
2018年６月　株式会社商工組合中央金庫取締役（現任）</td><td>株
10,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップバンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2007年６月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。
《候補者との特別の利害関係について》
多胡秀人氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
《その他の事項》
多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年間であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
7	田部長右衛門（たべ ちょうえもん） （1979年８月４日生） 再任　社外 男性	2010年４月　株式会社田部代表取締役社長（現任） 2010年４月　有限会社松陽印刷所代表取締役社長（現任） 2011年４月　公益財団法人田部美術館代表理事（現任） 2011年６月　株式会社ＪＵＴＯＫＵ代表取締役社長　（現任） 2011年６月　当行取締役（現任） 2012年６月　合同会社グリーンパワーうんなん代表社員（現任） 2016年６月　山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長（現任） 2019年10月　株式会社たなべの杜代表取締役会長（現任） 2019年11月　松江商工会議所会頭（現任） 2019年11月　島根県商工会議所連合会会頭（現任）	株 4,000
	《社外取締役候補者とした理由》 地元を代表する経営者としての豊富な経験・見識ならびに地域振興活動に対する様々な知見を有しております。2011年６月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。田部氏が経営する事業会社と当行との取引実態に照らし、田部氏を独立役員と指定しないものの、地域を熟知した経営者としての経験・見識を生かし、当行経営全般に対する助言・提言、ならびに地元経済界を代表する立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。 《候補者との特別の利害関係について》 当行は、田部長右衛門氏が代表取締役等を務める「株式会社田部」、「株式会社JUTOKU」、「合同会社グリーンパワーうんなん」、「山陰中央テレビジョン放送株式会社」、「株式会社たなべの杜」、「松江商工会議所」に対し、貸出等の取引があります。 《その他の事項》 田部長右衛門氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年間であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
8	倉都康行（くらつ やすゆき） （1955年６月23日生） 再任　社外 独立　男性	1979年４月　株式会社東京銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 1996年４月　バンカース・トラスト　マネージング・ディレクター 1997年６月　チェース・マンハッタン・バンク　マネージング・ディレクター 1998年６月　チェース証券会社東京代表兼務 2001年４月　リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任） 2007年２月　産業ファンド投資法人執行役員（現任） 2007年３月　セントラル短資ＦＸ株式会社監査役（現任） 2015年４月　株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任） 2018年６月　当行取締役（現任）	株 1,000
	《社外取締役候補者とした理由》 国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年６月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。 《候補者との特別の利害関係について》 倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年間であります。		

（注）１．多胡秀人氏、倉都康行氏の両氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任が承認可決された場合、引続き両氏を独立役員とする予定であります。

２．当行は、多胡秀人氏、田部長右衛門氏、倉都康行氏との間に会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

（ご参考）
選任後の取締役会の構成（予定）

候補者番号	氏名					現在の当行における地位
1	石(いし)	丸(まる)	文(ふみ)	男(お)	男性	取締役頭取
2	山(やま)	崎(さき)		徹(とおる)	男性	取締役副頭取執行役員
3	杉(すぎ)	原(はら)	伸(のぶ)	治(はる)	男性	取締役専務執行役員
4	清(せい)	田(だ)	睦(むつ)	人(と)	男性	常務執行役員
5	井(い)	田(だ)	修(しゅう)	一(いち)	男性	執行役員
6	多(た)	胡(ご)	秀(ひで)	人(と)	男性 社外 独立	取締役
7	田(た)	部(なべ)	長右衛門(ちょうえもん)		男性 社外	取締役
8	倉(くら)	都(つ)	康(やす)	行(ゆき)	男性 社外 独立	取締役
–	吉(よし)	田(だ)		孝(たかし)	男性	取締役（監査等委員）
–	宮(みや)	内(うち)	浩(こう)	二(じ)	男性	取締役（監査等委員）
–	河(かわ)	本(もと)	充(みち)	弘(ひろ)	男性 社外 独立	取締役（監査等委員）
–	今(いま)	岡(おか)	正(しょう)	一(いち)	男性 社外 独立	取締役（監査等委員）
–	足(あ)	立(だち)	珠(たま)	希(き)	女性 社外 独立	取締役（監査等委員）

（注）監査等委員である取締役の任期は２年であり、吉田孝氏、宮内浩二氏、河本充弘氏、今岡正一氏、足立珠希氏は、2019年６月開催の第116期定時株主総会において選任され就任しております。

（ご参考）

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1．当行または当行の関係会社（※１）の業務執行者である者（※２）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2．当行を主要な取引先（※３）とする者またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
3．当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
4．当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5．監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近３年間において当該団体に属していた者
6．当行から直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7．当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近３事業年度において当該監査法人に属していた者
8．当行の業務執行者が現在または過去３年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9．下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
　（1）当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※４）
　（2）上記２．から８．に掲げる者
　　ただし、２．３．６．８．においては、重要な業務執行者に限る。４．および５．においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。７．においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※１　関係会社とは、子会社および関連会社を指す。
※２　業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。
※３　主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※１に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。
※４　重要な業務執行者とは、上記※２に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

以　上

添付書類

第117期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店80カ店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、上期は海外景気が減速傾向にあるなかで、堅調な国内需要を下支えに緩やかな回復基調を維持しましたが、下期は消費税率引き上げや新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）拡大の影響などにより大幅に悪化しました。生産活動は資本財や耐久消費財の需要減退により低下し、期末には設備投資を先送りするなどの動きもみられました。個人消費も上期は改元に伴う需要増加などの好材料がありましたが、消費税率引き上げや自然災害、新型コロナウイルスの影響などが重なり、下期には弱い動きが広がりました。

当期の金融マーケットの動向をみると、長期金利は日銀の金融緩和政策が続くなかで夏場に△0.290％まで低下しました。その後、米国ＦＲＢが10年7カ月ぶりに利下げに転じましたが、年明け以降はウイルス感染の拡大に端を発した世界的な金融市場の不安定化に伴う債券売却の圧力から、上昇しやすい地合いとなりました。日経平均株価は、年央に米中対立の激化などを材料に弱含んだ後、年末にはＩＴサイクルの回復期待や米中通商協議の部分合意を受けて24,000円を超えましたが、期末にはウイルス感染の拡大懸念から一時16,000円台まで下落しました。また、米ドル円相場は、期を通じて方向感が定まらない展開が続き、年央にかけて円高傾向で推移した後、下期には米中間の緊張緩和などを背景に一旦は円安方向へ動きましたが、期末にはＦＲＢの緊急利下げなどを受けて一時101円台まで円高が進みました。

こうした金融経済環境のもとで、当行グループの主たる営業基盤である山陰両県の経済は、高水準の公共投資による下支えがありましたが、生産活動は海外向けを中心に鉄鋼や電子部品・デバイスなどで受注の減少がみられ、設備投資も大型投資の一巡などにより減少に転じました。また、個人消費は耐久消費財を中心に消費税率引き上げ後の回復が鈍く、観光消費も減少傾向で推移するなど弱い動きが続き、期末にかけて停滞色を強める展開となりました。

（当行の業況）

当行では2018年度から2020年度までの３カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、当行が長期的に目指す姿として、「地域・お客様の課題解決」による地域と当行の「持続的な成長」の実現を掲げています。地域・お客様・当行ともに付加価値の向上を図るべく、諸施策を実施してまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、期中799億円増加の4兆2,372億円となりました。これは、公金預金や金融機関預金及び譲渡性預金が減少した一方で、個人預金や法人預金が増加したことによるものです。

貸出金は、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したほか、法人向け貸出も山陽地区、兵庫・大阪及び東京地区で増加したことなどから、期中2,320億円増加し、期末残高は3兆3,530億円となりました。

有価証券は、日本国債への再投資が難しい中で、リスクを見極めながら投資を行った結果、期中555億円増加し、期末残高は1兆6,560億円となりました。

損益状況について、資金利益は有価証券の期中平均残高の減少により有価証券利息配当金は減少しましたが、貸出金残高の増加により貸出金利息が増加したことに加え、預金利息等の資金調達費用が減少したことなどから、前期比で増加しました。役務取引等利益は、事業支援部門やクレジットカード部門で増加しましたが、金融商品仲介手数料や投資信託販売手数料などの預り資産部門で減少したことなどから、前期比では減少しました。また、債券関係損益は改善しましたが、株式等関係損益の減少や与信費用の増加、基幹システムの移行に伴う一時費用の計上などの利益減少要因がありました。

この結果、経常利益は前期比33億53百万円減少の159億6百万円となりました。このほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、当期純利益は前期比30億17百万円減少の104億78百万円となりました。

（対処すべき課題）

地域金融機関を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化に加え、日本銀行のマイナス金利政策の継続による超低金利環境の長期化により、更に厳しさを増しております。また、年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地元経済への影響も大きくなりつつあります。当行は、今こそお客様ならびに地域経済に寄り添い、地域のリーディングバンクとしての使命を果たす機会と考え、最優先課題としてコロナ禍で影響を受けたお客様の資金繰り支援や事業支援に努めてまいります。

また、当行では2017年度から進めてまいりました基幹システムの移行作業を終え、本年1月より新システムを順調に稼動させております。新しくなったシステム基盤をベースに構造改革を着実に進め、収益環境の変化にしっかりと対応してまいります。預り資産部門においては、野村證券株式会社との業務提携による抜本的な業務の見直しに着手し、2020年度より新しいビジネスモデルを展開してまいります。業務のデジタル化についても更にスピードアップして対応し、その他の分野においても、切れ目無く構造改革を進めてまいります。

これらの構造改革により、地域産業の競争力強化とお取引先の企業価値向上の徹底的なサポートと、個人のお客様向けコンサルティング機能の高度化によるきめ細やかなサービスを実践することで、地域経済の活力を引き出し、持続可能な地域社会の発展と当行の企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金		**39,491**	**40,092**	**38,359**	**39,278**
	定期性預金	19,563	18,385	15,707	15,545
	その他	19,928	21,707	22,651	23,733
譲渡性預金		**72**	**721**	**3,213**	**3,094**
貸出金		**28,224**	**30,165**	**31,210**	**33,530**
	個人向け	6,507	7,173	7,744	8,288
	中小企業向け	12,203	13,477	14,038	15,042
	その他	9,513	9,514	9,427	10,199
商品有価証券		**2**	**1**	**0**	**0**
有価証券		**19,220**	**18,484**	**16,004**	**16,560**
	国債	9,029	7,986	5,887	5,658
	地方債	2,150	2,092	1,919	2,172
	その他	8,039	8,405	8,197	8,729
総資産		**53,917**	**55,349**	**55,840**	**56,722**
内国為替取扱高		**338,513**	**339,533**	**349,017**	**294,880**
外国為替取扱高		百万ドル **23,696**	百万ドル **24,062**	百万ドル **20,676**	百万ドル **3,624**
経常利益		百万円 **19,450**	百万円 **19,262**	百万円 **19,259**	百万円 **15,906**
当期純利益		百万円 **13,385**	百万円 **13,357**	百万円 **13,495**	百万円 **10,478**
1株当たり当期純利益		**85円18銭**	**85円61銭**	**86円44銭**	**67円15銭**

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,992人	2,018人
平均年齢	40年8月	40年9月
平均勤続年数	17年10月	17年11月
平均給与月額	390千円	379千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
島根県	74店	(37)	74店	(37)
鳥取県	54	(32)	54	(32)
東京都	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
兵庫県	10	(0)	10	(0)
岡山県	5	(0)	5	(0)
広島県	5	(0)	5	(0)
合計	**150**	(69)	**150**	(69)

(注) 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。

駐在員事務所 当年度末 4か所 (前年度末 4か所)
店舗外現金自動設備 〃 290か所 (〃 321か所)

店舗外現金自動設備は島根県で15か所、鳥取県で16か所それぞれ廃止しております。

ロ．当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ．銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,599

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
オンラインシステム関連	2,673

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況
該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
松江不動産株式会社	島根県松江市白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	1934年12月19日	百万円 150	% 100.00	
合銀ビジネスサービス株式会社	島根県松江市灘町1番地7	現金／小切手等の整理・保管業務	1980年4月1日	10	100.00	
株式会社山陰オフィスサービス	島根県松江市灘町1番地7	文書／証票等作成、庶務部門請負業務、計算業務	2004年6月7日	10	100.00	
ごうぎん証券株式会社	島根県松江市津田町319番地1	証券業務	2015年2月6日	3,000	100.00	
山陰債権回収株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	債権回収業務	2002年4月2日	500	95.00	
山陰総合リース株式会社	島根県松江市白潟本町63番地	リース業	1975年4月1日	30	94.99	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市灘町1番地7	信用保証業務	1979年4月2日	30	100.00	
株式会社ごうぎんクレジット	島根県松江市白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	1984年4月3日	70	100.00	
ごうぎんキャピタル株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	1996年1月16日	150	5.00	

（注）1.　当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
　　2.　連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 当行及び当行の100％子会社であるごうぎん証券株式会社ならびに野村ホールディングス株式会社の100％子会社である野村證券株式会社は、金融商品仲介業務における包括的業務提携について、最終契約書を締結しております。本提携は、関係官庁の許認可取得、3社の所定の機関による承認取得、その他本提携に必要となる契約の締結を条件とし、2020年9月下旬（予定）以降、順次実施してまいります。

（7）事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
久保田　一　朗	（代表取締役） 取締役会長		
石　丸　文　男	（代表取締役） 取締役頭取、人事		
山　崎　　徹	（代表取締役） 取締役 副頭取執行役員、人事（副）、審査、システム		
杉　原　伸　治	（代表取締役） 取締役 専務執行役員、鳥取営業本部長		
今　若　康　浩	取締役 専務執行役員、営業統括、地域振興、市場金融		
多　胡　秀　人	取締役（社外）	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役	
田部長右衛門	取締役（社外）	株式会社田部　代表取締役社長 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社　代表取締役社長 株式会社たなべの杜　代表取締役会長 松江商工会議所　会頭 島根県商工会議所連合会　会頭	
倉　都　康　行	取締役（社外）	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 産業ファンド投資法人　執行役員 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役	
吉　田　　孝	取締役 （監査等委員・常勤）		（注）2
宮　内　浩　二	取締役 （監査等委員・常勤）		（注）2
河　本　充　弘	取締役（社外） （監査等委員）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	（注）3
今　岡　正　一	取締役（社外） （監査等委員）	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役	（注）4
足　立　珠　希	取締役（社外） （監査等委員）	足立珠希法律事務所　弁護士	（注）3

（注）1.　当行は、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2.　当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3.　監査等委員 河本充弘氏、足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.　監査等委員 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.　取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
清　田　睦　人	常務執行役員	経営企画、ＣＲ統括、デジタル推進
古　山　英　明	常務執行役員	兵庫・大阪営業本部長
犬　山　　司	常務執行役員	山陽営業本部長
安　喰　哲　哉	常務執行役員	米子営業本部長
布　野　裕　二	常務執行役員	お客様サービス、総合事務、本部業務集中
井　田　修　一	執行役員	経営企画部長
秋　下　宗　一	執行役員	ＣＲ統括部長
赤　木　利　光	執行役員	石見営業本部長
生　田　博　久	執行役員	神戸支店長
吉　川　　浩	執行役員	米子支店長

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	8名	281　(129)
取締役（監査等委員）	5名	58　(—)
監　査　役	5名	17　(—)
計	18名	357　(129)

（注）1.　当行は、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行(以下、「本移行」という。)しております。監査役の支給人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)の支給人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
なお、支給人数計には、本移行に伴い監査役から取締役(監査等委員)に就任した4名を含んでおります。
2.「報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動報酬62百万円及び株式報酬66百万円を内書きしております。
3.　株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)250百万円、取締役（監査等委員）85百万円であります。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

(年額)

親会社株主に帰属する当期純利益 (連結)	業績連動報酬枠 (うち社外取締役分)
150億円超	98百万円（14百万円以内)
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内)
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内)
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内)
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内)
100億円超～110億円以下	63百万円（ 9百万円以内)
90億円超～100億円以下	56百万円（ 8百万円以内)
80億円超～ 90億円以下	49百万円（ 7百万円以内)
70億円超～ 80億円以下	42百万円（ 6百万円以内)
60億円超～ 70億円以下	35百万円（ 5百万円以内)
50億円超～ 60億円以下	28百万円（ 4百万円以内)
50億円以下	0

このほか、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ)」による株式報酬の限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)年額100百万円としております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
多　胡　秀　人	会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。
田　部　長右衛門	
倉　都　康　行	
河　本　充　弘	
今　岡　正　一	
足　立　珠　希	

3.　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
多　胡　秀　人	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役
田　部　長右衛門	株式会社田部　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 山陰中央テレビジョン放送株式会社　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社たなべの杜　代表取締役会長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 松江商工会議所　会頭 島根県商工会議所連合会　会頭
倉　都　康　行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 産業ファンド投資法人　執行役員 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役
河　本　充　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
今　岡　正　一	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役
足　立　珠　希	足立珠希法律事務所　弁護士

（注）　多胡秀人氏、倉都康行氏、河本充弘氏、今岡正一氏及び足立珠希氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
多　胡　秀　人	12年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田 部 長右衛門	8年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
倉　都　康　行	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	金融分野を中心とした幅広い見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
河　本　充　弘	14年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会3回及び監査等委員会16回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会／監査等委員会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
今　岡　正　一	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会3回及び監査等委員会16回の全てに出席しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会／監査等委員会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
足　立　珠　希	3年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会3回及び監査等委員会16回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会／監査等委員会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	52（13）	－

(注)　「銀行からの報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役（監査等委員を除く）に対する業績連動報酬7百万円及び株式報酬5百万円を内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	495,021千株
発行済株式の総数	156,977千株

(2) 当年度末株主数

14,760名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,423 千株	4.10 %
日本生命保険相互会社	5,823	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,005	3.19
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,408	2.17
山陰合同銀行従業員持株会	3,369	2.15
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.94
第一生命保険株式会社	3,015	1.92
住友生命保険相互会社	3,006	1.91
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	2,533	1.61
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,529	1.61

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（410,765株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式1,007,100株を含んでおりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　岩崎裕男 指定有限責任社員　加藤信彦	58	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2019年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 勘定系システム移行リスク管理態勢の調査であります。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、81百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ロ. 当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第117期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**568,491**
現金	44,081
預け金	524,410
買入金銭債権	**9,826**
商品有価証券	**89**
商品国債	64
商品地方債	24
金銭の信託	**4,955**
有価証券	**1,656,038**
国債	565,823
地方債	217,284
社債	163,789
株式	53,510
その他の証券	655,629
貸出金	**3,353,056**
割引手形	9,860
手形貸付	101,942
証書貸付	2,874,539
当座貸越	366,714
外国為替	**6,324**
外国他店預け	6,247
取立外国為替	77
その他資産	**53,777**
前払費用	127
未収収益	5,100
金融派生商品	4,991
金融商品等差入担保金	517
その他の資産	43,040
有形固定資産	**32,769**
建物	10,877
土地	18,942
その他の有形固定資産	2,948
無形固定資産	**5,568**
ソフトウェア	5,307
その他の無形固定資産	260
前払年金費用	**5,548**
繰延税金資産	**1,409**
支払承諾見返	**14,290**
貸倒引当金	**△39,907**
投資損失引当金	**△38**
資産の部合計	**5,672,201**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**3,927,848**
当座預金	154,457
普通預金	2,127,720
貯蓄預金	45,615
通知預金	7,494
定期預金	1,511,953
定期積金	890
その他の預金	79,716
譲渡性預金	**309,400**
コールマネー	**108,793**
債券貸借取引受入担保金	**443,097**
借用金	**432,000**
借入金	432,000
外国為替	**24**
売渡外国為替	23
未払外国為替	0
その他負債	**70,272**
未払法人税等	1,770
未払費用	3,089
前受収益	2,087
給付補填備金	0
金融派生商品	3,496
金融商品等受入担保金	2,640
リース債務	276
資産除去債務	485
その他の負債	56,424
賞与引当金	**914**
退職給付引当金	**8,985**
株式給付引当金	**388**
睡眠預金払戻損失引当金	**350**
その他の偶発損失引当金	**981**
再評価に係る繰延税金負債	**2,161**
支払承諾	**14,290**
負債の部合計	**5,319,508**
（純資産の部）	
資本金	**20,705**
資本剰余金	**15,520**
資本準備金	15,516
その他資本剰余金	3
利益剰余金	**277,487**
利益準備金	17,584
その他利益剰余金	259,902
固定資産圧縮積立金	163
別段積立金	226,829
繰越利益剰余金	32,910
自己株式	**△947**
（株主資本合計）	**312,765**
その他有価証券評価差額金	**37,115**
繰延ヘッジ損益	**8**
土地再評価差額金	**2,522**
（評価・換算差額等合計）	**39,646**
新株予約権	**281**
純資産の部合計	**352,692**
負債及び純資産の部合計	**5,672,201**

第117期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**73,350**
資金運用収益	**58,031**	
貸出金利息	33,482	
有価証券利息配当金	22,270	
コールローン利息	14	
預け金利息	328	
その他の受入利息	1,934	
役務取引等収益	**10,386**	
受入為替手数料	2,484	
その他の役務収益	7,902	
その他業務収益	**982**	
外国為替売買益	237	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	718	
金融派生商品収益	19	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	**3,950**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	3,021	
その他の経常収益	928	
経常費用		**57,443**
資金調達費用	**3,970**	
預金利息	1,415	
譲渡性預金利息	20	
コールマネー利息	1,679	
債券貸借取引支払利息	516	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	327	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	**4,409**	
支払為替手数料	527	
その他の役務費用	3,881	
その他業務費用	**1,467**	
国債等債券売却損	710	
国債等債券償還損	656	
国債等債券償却	99	
営業経費	**38,793**	
その他経常費用	**8,803**	
貸倒引当金繰入額	4,877	
貸出金償却	1	
株式等売却損	641	
株式等償却	1,115	
金銭の信託運用損	39	
その他の経常費用	2,127	
経常利益		**15,906**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**859**
固定資産処分損	155	
減損損失	704	
税引前当期純利益		**15,047**
法人税、住民税及び事業税		**5,811**
法人税等調整額		**△1,242**
法人税等合計		**4,568**
当期純利益		**10,478**

第117期末（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	571,248	預金	3,911,792
買入金銭債権	11,230	譲渡性預金	309,400
商品有価証券	89	コールマネー及び売渡手形	108,793
金銭の信託	4,955	債券貸借取引受入担保金	443,097
有価証券	1,654,917	借用金	447,717
貸出金	3,322,376	外国為替	24
外国為替	6,324	その他負債	78,222
リース債権及びリース投資資産	30,392	賞与引当金	970
その他資産	71,585	退職給付に係る負債	11,195
有形固定資産	35,259	株式給付引当金	388
建物	12,105	役員退職慰労引当金	77
土地	20,044	睡眠預金払戻損失引当金	350
建設仮勘定	7	その他の偶発損失引当金	981
その他の有形固定資産	3,102	特別法上の引当金	0
無形固定資産	5,596	繰延税金負債	312
ソフトウェア	5,328	再評価に係る繰延税金負債	2,161
その他の無形固定資産	268	支払承諾	14,323
繰延税金資産	3,663	負債の部合計	5,329,809
支払承諾見返	14,323	（純資産の部）	
貸倒引当金	△40,465	資本金	20,705
投資損失引当金	△39	資本剰余金	21,385
		利益剰余金	283,495
		自己株式	△947
		（株主資本合計）	324,637
		その他有価証券評価差額金	38,191
		繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	2,522
		退職給付に係る調整累計額	△5,314
		（その他の包括利益累計額合計）	35,407
		新株予約権	281
		非支配株主持分	1,323
		純資産の部合計	361,650
資産の部合計	5,691,460	負債及び純資産の部合計	5,691,460

第117期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**90,352**
資金運用収益	**57,957**	
貸出金利息	33,384	
有価証券利息配当金	22,276	
コールローン利息及び買入手形利息	14	
預け金利息	347	
その他の受入利息	1,934	
役務取引等収益	**11,248**	
その他業務収益	**17,165**	
その他経常収益	**3,981**	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	3,980	
経常費用		**74,095**
資金調達費用	**4,010**	
預金利息	1,415	
譲渡性預金利息	20	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,679	
債券貸借取引支払利息	516	
借用金利息	45	
その他の支払利息	333	
役務取引等費用	**4,196**	
その他業務費用	**15,847**	
営業経費	**41,057**	
その他経常費用	**8,982**	
貸倒引当金繰入額	4,924	
その他の経常費用	4,058	
経常利益		**16,256**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**968**
固定資産処分損	156	
減損損失	812	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**15,288**
法人税、住民税及び事業税		**5,904**
法人税等調整額		**△1,112**
法人税等合計		**4,791**
当期純利益		**10,496**
非支配株主に帰属する当期純利益		**29**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,467**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

株式会社　山陰合同銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　吉　田　　孝　㊞

常勤監査等委員　宮　内　浩　二　㊞

監査等委員　河　本　充　弘　㊞

監査等委員　今　岡　正　一　㊞

監査等委員　足　立　珠　希　㊞

（注）1.　監査等委員　河本充弘、今岡正一及び足立珠希は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2.　当行は、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2019年4月1日から2019年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

会 場

島根県民会館（中ホール）

島根県松江市殿町158番地　　電話（0852）22-5506

（例年と異なる会場での開催となります。お間違いのないようご注意ください。）

交通のご案内

- ＪＲ松江駅より　最寄バス停「県民会館前」バス停下車
- 一畑電車松江しんじ湖温泉駅より　徒歩 約15分
  最寄バス停「県民会館前」バス停下車

接触感染等のリスクを減らすため、お土産の配布は行いません。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。